



すぐる

勝呂駐在所
049-282-0061
西入間警察署
049-284-0110

道路交通法の一部を改正する法律の施行（自転車への交通反則制度【青切符】の導入～令和8年4月1日から開始）

令和8年4月1日から自転車の交通違反に対する青切符の処理が導入されました！！
自転車関連事故を抑止するために導入された制度ですが、背景には、

自転車乗車中の死亡事故、重傷事故のうち、約4分の3には、自転車側にも法令違反があること

など、自転車を取り巻く交通事故情勢が厳しい状況にあることも関係しています。

最近、どのような違反が青切符の対象になるのかといった問い合わせが多くなっており、実際の運用方法について、気になっている方も多いのではないのでしょうか？

まず、基本的な考え方ですが、青切符導入後も、違反を全て切符で処理するわけではなく、原則は、「指導警告」（注意）での対応となります。

青切符で処理する違反については、主なものとして、

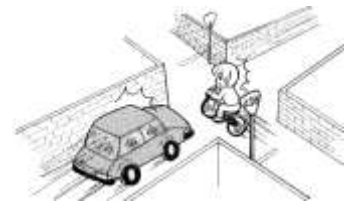


- ① 重大な事故につながるおそれが高い違反
例) 遮断踏切立入り、携帯電話使用等（保持）など
- ② 実際に交通への危険を生じさせたときなど
例) 違反により、歩行者を立ち止まらせたり、他の車両が急ブレーキや急な進路変更などをさせられたとき
- ③ 指導警告されたにもかかわらず、あえて違反を行ったとき
例) 警察官の指導警告に従わず、違反を継続するなど

といった事例があげられます。

また、青切符の対象となるのは、16歳以上の者です。

自転車は、便利な乗り物ですが、ルールを守らないと重大事故に繋がりますのでご理解・ご協力をお願いします。



ATMで携帯通話しているのは、サギの被害者かも！

お振込み

ATM 銀行

ATMで通付金の手続きはできませんよ！

110番

あなたの声かけ・通報が被害を防ぎます！

勝呂駐在所管内事件事故発生状況

(3月中の主な取扱い)

当て逃げ	1件	窃盗	2件
物損事故	3件	器物損壊	1件
遺失拾得	4件		

※本数値は、勝呂駐在所における事案取扱い件数であり、刑法犯認知件数とは異なります。